

令和8年度着手

県営土地改良事業計画概要書

( た ん 水 防 除 事 業 )

にそういりがわ  
二艘入川地区

## 目 次

I	土地改良事業計画の概要	1
	第1章 目的	1
	第2章 地域の所在及び現況	1
	第3章 基本計画	3
	第4章 工事又は管理の要領	4
	第5章 換地の要領	4
	第6章 費用の概算	4
	第7章 効用	5
	第8章 他の事業との関係	5
	第9章 計画概要図	5
II	県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の 予定管理方法	7
III	県営土地改良事業(二艘入川地区)における事業費 及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の 予定基準	8

# I 土地改良事業計画の概要

## 第1章 目的

### 第1節 事業の種類

県営たん水防除事業

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

### 第2節 事業の目的

本地区は、安城市の南西部及び碧南市の東部に位置し、高浜川水系油ヶ淵に排水する流域面積106.3haの低平水田地帯である。

本地区は、県営高潮対策事業により、昭和56年度に二艘入樋門が整備され、団体営土地改良総合整備事業野銭地区により、昭和57年度に地区内用排水路が整備され、地区内の排水対策が確立された。

しかし、その後地区内の開発が進み流出量が増加したと同時に、油ヶ淵を含む高浜川流域全体の流域開発により、二艘入川地区の外水位となる油ヶ淵の水位が上昇したため自然排水できない時間が増加した。

その結果、排水状況が悪化し、農地・農業用施設等に年々湛水被害が顕在化してきている。

直近10年間では湛水被害がほぼ毎年発生しており、令和6年の台風第10号接近時にはポンプを設置し、応急排水を実施した。

よって、本地区の排水機場を新設することで、湛水被害を未然に防ぎ、農業経営と民生の安定を図ることを目的とする。

### 第3節 関係地積

受益面積		(単位:ha)			
地目 時点	田	畑	小計	その他	計
現況	38.9	0.3	39.2	4.0	43.2
計画	38.9	0.3	39.2	4.0	43.2

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節 地域

安城市及び碧南市

## 第2節 地積

受益面積 現況地目 市町村名	令和7年11月現在(単位:ha)				
	田	畑	小計	その他	計
安城市	34.9	0.3	35.2	3.5	38.7
碧南市	4.0	0.0	4.0	0.5	4.5
合計	38.9	0.3	39.2	4.0	43.2

※安城市及び碧南市都市計画図より測定

## 第3節 現況

### (1) 地域及び土質等

気象は年平均気温15.5℃、年平均降水量約1,459mmで、降雪はほとんどない、温暖な気象条件に恵まれた地域である。

地質は沖積層の肥沃な土壌である。

### (2) 水利状況

#### ①用水状況

本地区は矢作川用水の受益地内であり、地区内のほ場整備事業によってパイプライン化された施設を経て、末端ほ場へかんがいしている。

#### ②排水状況

本地区の排水状況は、二艘入樋門により地区内から高浜川水系油ヶ淵へ自然排水している。

しかしながら、近年の地区内外開発による流出量の増加と排水本川流域内の開発に伴う油ヶ淵の水位上昇によって、既存の排水施設では排水能力の不足が生じている。その結果、排水状況が悪化し、農地・農業用施設等に年々湛水被害が顕在化していることから、早急な排水施設の更新整備が望まれている。

### (3) 道路状況

地区内には和泉根崎1号線が通っており都市部とのつながりが深く、都市近郊型近代農業の先進的役割を果たしつつある地域である。

### (4) 営農状況

本地区は、都市近郊農村地帯であり、基盤整備が実施されており稲作を中心とした農業の近代化が図られつつある。

しかし、本地区はしばしば湛水被害に見舞われており、安定した農業経営に支障をきたしている。

#### (5) 地域環境の概況

本地区は、安城市の南西部及び碧南市の東部に位置し、高浜川水系油ヶ淵に排水する流域面積106.3haの低平水田地帯である。優良農地の確保とともに、貴重な田園環境が保たれており、水田、水路には身近な水辺の動植物相が形成されている。

### 第3章 基本計画

本事業の受益面積は43.2haである。(単位:ha)

事業名	田	畑	その他	計
農業用排水施設整備(排水)	38.9	0.3	4.0	43.2

#### 第1節 農業用排水施設整備(用水)

該当なし

#### 第2節 農業用排水施設整備(排水)

本地区では、地区内外開発等による流出量の増加から、既存の排水施設では排水能力に不足が生じている。その結果排水状況が悪化し、農地・農業用施設等に年々湛水被害が顕在化してきている。よって、早急に排水機場の改修を行い、排水対策を講じ、湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。

#### 第3節 区画整理

該当なし

#### 第4節 暗きょ排水

該当なし

#### 第5節 環境配慮

本地域は、安城市及び碧南市の田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域となっている。

工事区域内の魚類等の保全対象生物は、整備範囲外へ移動させることで、影響の軽減を図る。

また、濁水及び土砂の流出を防止し、周辺環境に配慮する。

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節 工事

工事は、県営たん水防除事業二艘入川地区として、  
二艘入川排水機場（新設）φ800×2台 Q=3.0m<sup>3</sup>/s を施工する。  
排水樋門（改修）3.50×1.50×1門

#### 予定工期

着手 令和8年度  
完了 令和14年度（予定）

### 第2節 管理の要領

県営たん水防除事業二艘入川地区により造成された土地改良施設は、安城市が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

事業名	事業費 ※1)	事務的経費 ※2)	合計
農業用排水施設整備(排水)	2,658,000千円	164,900千円	2,822,900千円

(令和7年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

## 第7章 効用

区分 効果項目	年総効果 (便益)額	年総増加 農業所得額	備 考
作物生産効果	14,874千円	14,800千円	排水機場の新設による作物の被害防止
維持管理費節減効果	▲2,549千円	▲2,520千円	排水機場の新設に伴う施設の維持管理費の節減
災害防止効果 (農業関係資産)	192,053千円	120,715千円	排水機場の新設による農地および農業施設の被害防止
国産農産物安定供給効果	3,540千円	—	排水機場の新設による国産農産物の安定供給の維持
合 計	207,918千円	132,995千円	総便益額 3,665,780千円

<参考>

① 当該事業費	:	2,086,819 千円
② その他費用	:	475,482 千円
③ 総費用	:	2,562,301 千円
④ 年償還額	:	— 千円/年
④' うち機能向上分	:	— 千円/年
⑤ 年総効果(便益)額	:	207,918 千円/年
⑥ 現況年総農業所得額	:	8,423 千円/年
⑦ 年総増加農業所得額	:	132,995 千円/年
評価期間	:	47 年
割引率	:	0.04
⑧ 総便益額(現在価値化)	:	3,665,780 千円
⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③)	:	1.43 ≥ 1.0
⑩ 総所得償還率 (④÷⑥)	:	— ≤ 0.2
⑪ 増加所得償還率 (④'÷⑦)	:	— ≤ 0.4

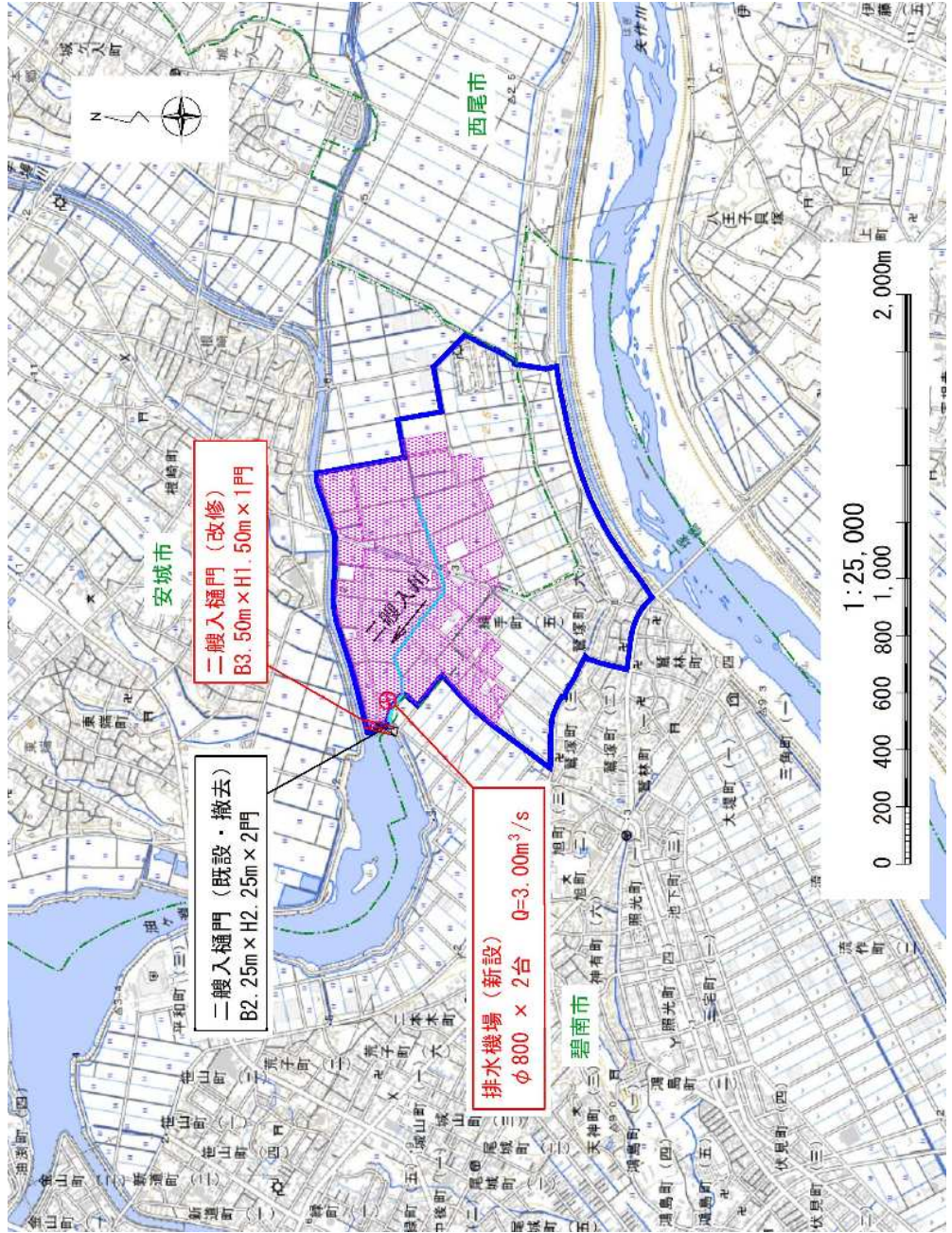
## 第8章 他の事業との関係

なし

## 第9章 計画概要図

別添計画概要図のとおり

県営たん水防除事業 二艘入川地区 概要図



凡	例
	流域区域: 106.3ha
	受益区域: 43.2ha
	排水機場 (新設)
	排水樋門 (既設・撤去)
	排水樋門 (改修)
	幹線水路 (既設)
	市町村界

## Ⅱ 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

安城市

### 2. 管理すべき施設の種類

二艘入川排水機場 φ800×2台

Q=3.0m<sup>3</sup>/s

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

### 4. 管理に要する費用の概算および負担方法

#### (1) 費用の概算

名称	年間管理費	備 考
二艘入川排水機場 φ800×2台	約2,549千円	

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理方法に関する基本的事項

当該施設の管理については、管理者の定める規程による。

### Ⅲ 県営土地改良事業(二艘入川地区)における事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

#### 1. 事業に要する費用

2,822,900千円	{	事業費 ※1)	2,658,000千円
		事務的経費 ※2)	164,900千円

(令和7年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費及び工事雑費。

#### 2. 負担区分の予定割合

(単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	安城市負担	碧南市負担	地元負担
事業費	50	37	8.4136	4.5864	—
事務的経費	—	100	—	—	—

#### 3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の安城市及び碧南市は土地改良法（昭和24年法律第195号。以下、「法」という。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

#### 4. 地元負担の予定基準

該当なし

#### 5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに掲げるものは、法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定による当該事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する行為をした場合には、同条の規定により特別徴収金を徴収されることがある。